

人間文化研究機構長選考・監察会議規程

平成16年10月21日

議 長 決 定

一部改正 平成23年5月31日

一部改正 平成25年2月28日

一部改正 平成27年3月13日

一部改正 平成28年4月 1日

一部改正 令和 4年2月22日

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第15条の2に基づき、人間文化研究機構（以下「機構」という。）に置かれる機構長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 選考・監察会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経営協議会が選出した機構外有識者委員 8名
- (2) 教育研究評議会が選出した評議員 8名

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 選考・監察会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 機構長の選考に関する事。
- (2) 機構長の任期に関する事。
- (3) 機構長の解任に関する事。
- (4) 機構長の業務執行状況の評価に関する事。

(議長)

第5条 選考・監察会議に議長を置き、委員の互選による。

2 議長は、選考・監察会議を招集し主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(議事)

第6条 選考・監察会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、機構長の選考及び解任の場合の議決は、別に定める。

(機構長の選考方法等)

第7条 機構長の選考、解任及び業務執行状況の評価の方法等については、別に定める。

(庶務)

第8条 選考・監察会議の庶務は、本部事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考・監察会議の運営に関し必要な事項は同会議が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から実施する。

2 この規程の実施日以降最初の委員に係る任期は第3条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成23年5月31日から実施する。

附 則

この規程は、平成25年2月28日から実施する。ただし、改正後の第2条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から実施する。